

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては、空き家等が増える一方、高齢者や障害者、低所得者、ひとり親家庭、外国人などの住居確保要配慮者も増えており、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、また、全世代型社会保障の基盤でもあることから、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額の近傍同種住宅家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並の家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化やコロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置

物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。

- 5 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など、相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、取組自治体の増加を図ること。
- 6 住生活基本法や住宅セーフティネット法等の住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 7 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援等の参加支援の充実を図るなど、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月15日

江東区議会議長 若林 しげる

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛て